

令和5年度第2回青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会 会議概要

開催日時 令和5年12月20日（水）10：00～12：00

開催場所 青森市総合福祉センター2階 集会室

出席委員 船木 昭夫 会長 浅利 義弘 委員 中山 康夫 委員 工藤 功篤 委員
今 栄利子 委員 須藤 和彦 委員 鳥山 夏子 委員 町田 徳子 委員
野呂 信夫 委員 高橋 裕子 委員 谷川 幸子 委員 砂田 悦子 委員
阿部 達子 委員 中村 伸二 委員 《計14名》

事務局 福祉部長 岸田 耕司 福祉部次長 大久保 綾子
障がい者支援課長 竹谷 圭司 健康福祉課長 新宅 雅之
障がい者支援課主幹 渡邊 和則、山口 亨、赤平 伸一、斎藤 潤
同課主査 高坂 健、竹内 一貴 同課主事 折笠 勇樹 《計11名》

- 会議次第
- 1 開会
 - 2 福祉部長あいさつ
 - 3 委員紹介
 - 4 事務局自己紹介
 - 5 議事
 - (1) 「(仮称)青森市障がい者総合プラン」の策定について
 - (2) 「青森市障がい者総合プラン」のフォローアップについて
 - (3) アンケート調査の結果について
 - (4) 青森市障がい福祉計画第7期計画の素案について
 - (5) 今後のスケジュール（予定）について
 - 6 閉会

【会議概要】

(1) 「(仮称)青森市障がい者総合プラン」の策定について

事務局から資料1のとおり説明があった。

意見、質疑応答

○委員

現行の計画体系図の基本方向4に「障がいのあるかたの安全・安心な暮らしの確保」とあり、その中に「情報バリアフリー化の推進」が掲げられているが、県の障害者計画や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に加え、障害者差別解消法の一部改正も踏まえ

て、障がい者のあらゆる分野におけるコミュニケーション手段の確保が必要である旨の記載を盛り込んで欲しい。

○事務局

第4次青森県障害者計画を参考としつつ、委員からご紹介のあった両法の内容も踏まえ、今後とも検討してまいる。

(2)「青森市障がい者総合プラン」のフォローアップについて

事務局から資料2のとおり説明があった。

意見、質疑応答

○委員

バスの停留所の除雪をもう少し丁寧にして欲しい。雪があると転びそうになる方も多い。冬のバリアフリーについてももしっかり取り組んでもらいたい。

○委員

バス停を示す点字ブロックが雪で埋まっていたり、乗り降りの際に雪山に阻まれたりといったことが無くなればとても助かる。情報バリアフリーについて、代読・代筆の行政サービスの充実を求める声が聞かれる。

○委員

発達障がいのある本人への支援と同様に、そのご家族への支援が非常に重要である。昨年改正された児童福祉法の中でも家族支援の重要性が明記されたところ。厚生労働省においても、ペアレントトレーニング・ペアレントプログラムを推奨している。県内でも取り組んできている市町村が増えてきているため、青森市でも検討していただきたい。

○委員

本人は勿論のこと、家族、そして地域をどう支援していくかというのは非常に重要な視点。ペアレントトレーニング等の家族支援、心理教育は世界的にも効果が実証されているものが多い。

○委員

子どもを車で施設や病院へ連れて行ったり、施設の車が自宅の前まで迎えに来たりといった機会が多いため、生活道路の除雪がとても重要である。市も一生懸命やってくれているが、幹線道路に出るまでの生活道路が雪で狭くなっていることがあるため、障がい者や高齢者のことを考慮し、一層努力していただきたい。

○委員

成年後見制度に係る講習会について、制度自体には大きな変化がないため、現在実際に精力的な支援活動をされている方の経験などを踏まえた、より実務的な内容にしていただきたい。

○委員

情報バリアフリーの中で障がいのある方が最も不安を感じることは、避難行動や避難生活など防災に関わる場所である。災害発生時は、どこに情報があるのか、どこに行けばいいのかという様々な不安を抱えることになる。障がいのある方が福祉避難所の位置を視覚的に分かりやすいハザードマップを配布するのが良いと市に伝えてきたが、なかなか実現していない現状。災害発生時の行動、情報をどのように得ていくのかという勉強会も含めて市で検討していただきたい。

○委員

発達障がいのある者が一般企業で就労した場合、トラブルになってしまう事例がある。一般企業向けの理解啓発セミナー等については、管理的立場にある方だけではなく、実際に一緒に働く現場の方々にも理解が広がるような内容とし、行政が率先し進めていただきたい。

○委員

障がい者手帳を持っていない、いわゆるグレーゾーンの方たちをどう支援していくかという点も課題である。紋切り型で対応するのではなく、広く相談できる環境と支援、そして様々な研修が大事になる。障がいへの理解に係る研修については各方面で実施されているが、特に中小企業においては対応に苦慮している部分もあると捉えている。単に障がい者雇用の担当者がいるということではなくて、企業全体として障がい者理解を図る機会を作ることが重要であり、発達障がいや強度行動障がいにおいては企業側の理解促進が必要になると考えている。相談件数について、精神障がいや知的障がいなど障がい別の内訳があれば、計画にも生かせる。

(3) アンケート調査の結果について

事務局から資料3・4のとおり説明があった。

意見、質疑応答

○委員

火事などの災害時における障がい者の避難についてのアンケート結果が非常に貴重だと思う。障がいがあると、特に冬の避難は大変である。

○委員

例えば高齢者の避難であれば、予め登録されている近所の方たちが支援する福祉安心電話などのシステムが構築されている。障がい者支援においても、利用している事業所やケアマネージャーだけでは不十分だと考えられるため、地域の中での支援体制の確立が重要である。先ほどのバス停の雪の問題などにしても、ボランティアの力で解決できる部分もあるため、そうしたシステ

ム作りも含めて、様々な意見を集約し、計画を厚くしていければと考える。

(4) 青森市障がい福祉計画第7期計画の素案について

事務局から資料5・6のとおり説明があった。

○委員

一番重要なのは施設入所の部分である。意向確認の強化が努力義務化、やがて義務化されていくと予想される中、国の計画でも5%削減が明記され、前回に比べて施設入所の削減が進められている。一方、施設入所から地域生活へ、ということを考えるときには、まず地域における福祉サービスの充実を図っていかなければ、現在施設に入所している高齢化・重度化した利用者が安心して移行することができない。地域生活における全体的な役割である居住支援の強化を図りながら進めるべき問題だと考えるため、計画作成においては念頭に置いて進めていただきたい。

もう一点、同じく拠点事業の中で今回、強度行動障がいが増加項目になったが、潜在的に様々なケースがあるため、掘り起こしが困難である。国の方でも検討が進められているが、市と地域生活支援拠点が連携し、ニーズ確認と実態調査を進めていくことが必要である。

○委員

保護者の立場からは、子どもたちの行き先や将来を考えると、地域移行を進める国の指針と実際の現場での考え方には違いがある。

○委員

市では地域移行について国の基本指針の数値を適用しないとしているが、放課後デイサービスの利用者が増えてきている中、逆に施設入所という形もあり得ると考える。国としては5%削減を維持していきたいのだろうが、今回の市の判断は本市における利用者が適切な障がい福祉サービスを受けらるうえで非常に重要である。

○委員

地域移行を進めるためには、事業所においても事業利益だけを優先させたサービスが行われているケースが出てきていることに対して、国や市町村等の指導は極めて重要であるため、指導監査のあり方について、この計画の中で見直すことが必要。例えば職員教育についての項目も、虐待防止だけではなく、もう一歩発展的に専門性の問題などを導入していただきたい。

強度行動障がいについてどう対処していくのかも大きな問題である。既に事例検討がされているとのことだが、市だけではなく各事業所・施設の対応も含めて考えていくべきである。

○委員

医療的ケア児のコーディネーターの継続的配置について、その人数が障がい者支援課1名、親子はぐみプラザ2名となっている。コーディネーターは複雑な業務であり、一人で担うのはとて

も難しい。人数の増員や親子はぐぐみプラザの2名との連携の有無、基幹相談支援センターによるバックアップ体制などについて教えていただきたい。

○事務局

コーディネーターは、必要なサービスや支援が多岐に渡る医療的ケア児に対して、多職種と連携しながら、ライフステージを通じた切れ目のないサービスの支援を図る役割を担っている。現時点でも親子はぐぐみプラザのコーディネーター資格者2名と当課の1名が連携して進めているところ。今後においても配置職員のコーディネーター資格取得を推進するなど検討を進めていく。

○委員

担当者自身の専門性だけでは問題は解決しないため、多職種連携・多機関連携の部分でコーディネーター機能は非常に重要。担当者のバックアップ体制がきちんと成されているかも同時に大事である。また、コーディネーターを担当する者が社会福祉士や精神保健福祉士といったソーシャルワークの専門性を持っている人材なのかどうかという質の問題もある。現在、県内の相談窓口担当者の悩みとして聞くのが、相談を受けた場合にそれらをきちんと集団的に検討できるかという点と、担当者の身分の問題である。大部分の相談員は嘱託職員・非常勤職員ということが多く、専門性が低くなってしまっているため、この点も具体的に検討いただきたい。

○委員

見込み量について、就労系のサービスは大きく増えている一方で、居宅介護など必要な事業所が増えていないように感じる部分もある。地域で暮らしたい方が多かったという話もあったが、重度の身体障がい者の方で重度訪問介護を利用されている方であっても十分なヘルパーサービスが利用できていない場合がある。相談支援についても、サービス管理責任者や事業所側から聞こえてくるのは、相談対応が忙しすぎる、モニタリングも十分できていない、といった声が多い。来た相談は断らず受けているが、実際にこなせるだけの体制が地域に整っているかという点も検討していただきたい。

○委員

障がい者の就職支援をしているが、就職した人の数は非常にクローズアップされて目にする一方で、離職した人の数はなかなか出ていない。企業に実習を受け入れてもらっているが、学校の先生たちもおそらく通常の授業の傍らで同様に企業開拓をしている。障がいの特性は十人十色であり、就職する企業の方も多様な選択肢が無いとミスマッチが出て、結果として離職に繋がってしまうという傾向があると考える。

○委員

一般就労の実習先、いわゆるインターンシップの開拓については地元企業に理解をいただき、比較的規模の大きい会社を中心に受入れてもらっている。しかし、いざ就職となるとなかなか雇

用には繋がらないのが現実。企業側にも障がい者雇用の枠があるため、枠が埋まるとさらに採用しようとはなりづらいのが課題である。現在は必ずしも就職ありきではなく、自分らしく生活ができることを重んじており、書道や音楽などの創作活動等を通して自己を実現していく生徒もたくさんいる。

○委員

障がい者雇用率を念頭にして雇用するという現実がある一方、働くだけが人生の目標ではないので、自己のあり方について教育が重要だと思う。併せて就労支援での課題は、離職者の問題だろう。特に精神障がいでは離職率が高いため、再チャレンジする機会も含めて具体的にどう支援していくのか、検討が必要である。

(5) 今後のスケジュール (予定) について

事務局から資料7のとおり説明があった。

| | |---------| | 意見、質疑応答 | |---------|

無し